

# 景観まちづくりにおける 地場産素材の活用推進とデザイン向上に関する研究

A Study on Promoting Use and Improving Design of Local Materials in "Landscape Machizukuri"

76145 鎌形敬人

This study focus on "landscape machizukuri" that uses local materials for creating identity of local landscape. The study finds that: 1) the uses of local materials brought about the efficient public involvement -- widen the range and increase number of participants; and 2) the use of local materials has changed from constructive use to decorative use. After using a number of local materials in landscape design with wide public involvement, the further concern should be on how to use and design local materials in a qualitative way.

## 第1章 はじめに

### 1-1 研究の背景

景観法制定により美しい景観を目指す動きが加速しているが、各自治体の景観計画を見ると似通っているものが多い。その際、地域独自の景観を生み出す手法の一つとして地場産素材の活用が挙げられる。

伝統的使用方法だけでなく、地場産素材を抛り所とすることで、地域の統一感や独自性を保ちつつ、新しく創造的な景観形成への可能性を開くこともできる。このように本研究は、景観保全を前提に景観創造を議論する。

また、地場産素材活用のためには地場産業などとの連携が必要となり、景観以外の分野への発展可能性もあるなど、多分野に関わるまちづくりのきっかけとなるが、景観一般への地場産素材活用に取組む事例はまだ少なく、各々の自治体が手探りで進めている状況と言える。

### 1-2 研究の目的

本研究は、①景観まちづくりにおける地場産素材活用の全国的状況を整理する、②発展期の事例を「空間の実態」と「活用推進主体の取組み」の2つの側面から整理する、③地場産素材を活用した景観まちづくりの論点や問題点を探る、ことを目的とする。

### 1-3 研究の位置付け

本研究に関わる研究は少なく、主体の役割に着目した片岡(2004)(金山町など)<sup>1)</sup>や川鍋ら(2005)の研究(八尾町など)<sup>2)</sup>、伝統的使用方法に着目した小西(1993)(宇都宮市)<sup>3)</sup>や小池(2004・2005)(瀬戸市)<sup>4)</sup>や三宅(2001)の研究(阪神・六甲山麓住宅地)<sup>5)</sup>があるのみで、まちづくり論と景観論を総合的に、近年の新しい使用方法も含めて、かつ、全国的に論じたものはない。

そこで本研究は、①近年の活用方法の景観一般を、②まちづくり運動進展の中で論ずることに独自性を置く。

### 1-4 研究の方法

第2章はメールによる問合せ、第3章前半はメール・郵送によるアンケート送付、第3章後半以降の事例は現地調査とヒアリング(5都市全23人)による。

## 第2章 景観施策と素材の関係の全国的状況

### 2-1 景観施策と素材の関係の歴史

#### 2-1-1 重要伝統的建造物群保存地区

佐古・西山(2002)<sup>6)</sup>によると、2001年までに重要伝

統的建造物群保存地区に指定された全60地区の保存計画のうち、「物資の提供・斡旋」の項目を有する保存計画が24地区ある。高口・西山(2000)<sup>7)</sup>によると、沖縄県竹富島では、昭和20年代までユイ(集落内の互助活動)により資材調達や労働集約活動が可能であったが、昭和30年代以降ユイの仕組みがほぼ消滅、しかし、町並み保存選択以降は、古材や古瓦の確保、茅葺技術伝承の取組みなどが行われている。また、高口・西山(2006)<sup>8)</sup>によると、山口県萩でも戦前のユイなどによる共同作業が昭和30年代以降衰退、昭和40年代以降は集落景観保存の取組みにより伝統的景観を維持している。

#### 2-1-2 地域住宅計画(HOPE計画)

1999年までのHOPE計画全409件のうち346件について調査した片岡(2004)<sup>9)</sup>の研究によると、346件中190件に材料に関する記述が見られ、また120件に地場産材に関する記述が見られた。また同研究によれば、山形県金山町では全国的にも早い1963年から景観施策に取り組み、1978年には「住宅建築コンクール」を開催、1984年にはHOPE計画を策定している。「住宅建築コンクール」は地場産材と地場の技術による住宅へ、住民や職人の意識や技術を高めるきっかけとなり、伝統的デザインをベースとしつつ現代ライフスタイルに対応させた「金山型住宅」が生まれた。

#### 2-1-3 景観に関する自主条例・景観計画

1978年の神戸市都市景観条例を皮切りに、全国で景観条例の策定が進んだ。また、2004年の景観法制定により、景観計画の策定が進んでいる。こうした景観条例や景観計画において、地場産素材活用を謳ったものが見受けられる。詳細は2-2で扱う。

### 2-2 景観条例・景観計画における素材の取扱い

2008年10月1日現在策定済みの景観条例・景観計画において、景観条例においては行政指導の際の根拠となる基準等(以下「基準等」)、景観計画においては「良好な景観のための行為の制限に関する事項」(以下「行為の制限」)を調査した。対象246自治体中、236自治体について「基準等・行為の制限」を入手できた。

結果は表1の通りとなった。半数以上の自治体が「素材」の項目を有したが、「周囲に配慮」や「自然素材」などの言及の仕方が大半で、「地場産素材」や「特定素

材名」へ言及する自治体は10%前後であった。景観における「素材」の重要性の認識が低いか、若しくは、景観行政や専門家では認識していても、「素材」は一般のコンセンサスを得にくい項目であるのではないか、という原因が考えられる。

## 2-3 小結

重要伝統的建造物群保存制度や地域住宅計画において、それぞれ素材に関する先進的な取組みが数例みられるが、景観一般に焦点をあてた取組みは、景観条例や景観計画における取組みに見られると言える。

また景観条例や景観計画における「素材」への言及の仕方はほとんどが「周囲に配慮」や「自然素材」という表現にとどまり、まだ取組みや意識が低い状態にあると考えられる。

## 第3章 地場産素材を活用した景観まちづくり概観

### ～景観に関する条例・景観計画を対象に～

#### 3-1 全事例アンケート調査

「基準等・行為の制限」において地場産素材への言及が見られた27自治体について、景観担当部署に対しアンケート調査を行い、18自治体から回答を得た。

地場産素材の具体的な想定としては、石材（27自治体中16自治体）、木材（12自治体）が多かったが、瓦（7自治体）、焼き物（3自治体）、煉瓦（2自治体）なども見られた。また、16自治体において「大谷石」などの特定素材名が見られた。

地場産素材活用に関する項目の行政指導方針については「お願い」<sup>10)</sup>（18自治体中10自治体（以下母数は全て18自治体であり（10）とのみ略記）が最も多く、またこれ以上強い指導方針が回答されず、強い行政指導が採れていない実態が分かる。また、地場産素材の住民知名度は「知名度5・4」<sup>11)</sup>（7）と「知名度2・1」<sup>9)</sup>に二分することが分かった。

この他、地場産素材に関する項目の届出実績が「活用度1」<sup>12)</sup>（8）など非常に低くとどまっていること、産業としては「振興度2」<sup>13)</sup>（9）など問題が多いこと、住民組織（7自治体8組織）や研究開発機関（4自治体8組織）の存在事例も少ないこと、地場産素材の利点は「加工の容易さ」<sup>5)</sup>・「経年変化」<sup>3)</sup>・「見た目の雰囲気」<sup>3)</sup>、欠点は「耐久性など性能面」<sup>10)</sup>・「コスト」<sup>6)</sup>・「管理」<sup>4)</sup>、地場産素材を景観まちづくりに生かす上での問題は「価値観・ニーズの変化や住民意識」<sup>8)</sup>・「景観行政の限界・法制度上の問題」<sup>6)</sup>・「コスト高」<sup>5)</sup>などであること、など<sup>14)</sup>がそれぞれ分かった。

また、アンケート項目間の相関を見ると、「住民知名度」が他項目との相関が最も高く、これが最も重要な項目であることが分かった。

#### 3-2 ケーススタディ対象事例の整理

前述の27自治体から勃興期の事例として別府市、真

鶴町、日南市、発展期の事例として宇都宮市、瀬戸市をとりあげる。

#### 3-3 勃興期の事例

別府市（別府石）は景観計画、HOPE賞、一部民間業者などにおいて別府石に関する取組みがみられるが、これらはまだ限定的なものであり、活用の広まりやまちづくり運動への発展等の段階にはない。

真鶴町（小松石）は先進的なまちづくり条例を持つが、小松石に限ってみればこのまちづくり条例の効果も低く、公共施設では徐々に活用が広まっているものの、民間開発では一部積極的な住民・事業者が採用する程度にとどまっている。

日南市（飴肥杉・飴肥石）では、地域住民の要望と熱意ある取組みにより堀川運河の整備に飴肥杉・飴肥石が大きく活用されたことをきっかけとして、様々な分野で関心・活用が広がっているが、一方でそれぞれの分野での取組みにはまだあまり連携が見られず、今後各主体の連携が必要になると言える。

## 第4章 栃木県宇都宮市における「大谷石」の活用

### 4-1 大谷石とは

大谷石の特徴は温かさや柔らかさなどの材質感、伝統的な大きさの規格などに特徴があり、また、積石建築よりも貼り石建築が伝統的である。

### 4-2 空間の実態

#### 4-2-1 調査範囲

大谷石の活用状況を、宇都宮中心部と大谷地区において調査分析した。中心部は東西端をJR宇都宮駅・東部宇都宮駅、南北端を大通り・いちょう通りとし、JR宇都宮駅東口の景観形成重点地区周辺（後述）を加えた。大谷地区は大谷資料館と城山地区市民センターを含む東西1km、南北1.5kmの範囲とした。

#### 4-2-2 蔵・小屋、塀における大谷石の活用

中心部には大谷石蔵41、大谷石小屋2、大谷石塀146、大谷地区には大谷石蔵52、大谷石小屋41、大谷石塀165が見られた。これらは新築されることが少ないことから、近年開発・更新されたエリアでは分布が少ないことが分かる。

また塀について、大谷地区は85事例（51.5%）が「カサ」（後述）を有する一方、中心部では53事例（36.3%）にとどまった。中心部は敷地が狭く塀の重要度が低いと考えられるが、「カサ」を含め上部を数段除去したまま放置されたものが多いと考えられ、結果、「くずれ」や「黒ずみ」（後述）のある大谷石塀が増え、これが大谷石への根強い反発（後述）の原因のひとつとは言えないだろうか。

#### 4-2-3 一般の建築物における大谷石の活用

大谷石の使用場所について変化が見られると考えられることから、蔵や小屋以外の一般の建築物の正面と側面について大谷石の使用場所の分類を行った。

特に、2階建て以上で2階以下に大谷石を用いた建築物の分類は表2のようになり、「側面と正面の使用割合が同じ」(A)、「側面は1階の水平方向だが、正面なし」(B)、「側面なしだが、正面はその他の使用割合」(C)への分布

表1 「基準等・行為の制限」における「素材」の取り扱い

「素材」の項目	「基準等・行為の制限」における「素材」への言及の仕方						
	特定素材名	地場産素材	伝統的素材	地域性素材	自然素材	周囲に配慮	その他
自治体数(母数236)	152(64.4%)	16(6.8%)	27(11.4%)	38(16.1%)	53(22.4%)	115(48.7%)	164(69.4%)



が多く見られた。

さらに建築物の新旧を目視により確認する<sup>15)</sup>と、■には新旧の建築物が混在して分布するが、★および▲には近年(10年以内程度)の建築物のみが分布していた。■は側面を中心に建築物の低い位置に水平方向に使用されており、実際は貼り石型であっても、建築物を支える安定感を持っている。これを「構造的」使用方法と呼ぶ。★は現代的建築への貼り石であり、新建材が構造であることが分かりやすい事例が多く、一見して「貼っている」ことが分かる。▲は垂直方向に用いるものが多く、建築物表面に装飾として使用している印象が強い。★と▲を総称して「装飾的」使用方法と呼ぶ。

このように伝統的な「構造的」使用方法から現代的な「装飾的」使用方法へ変化していることが分かる。

また、伝統的には一般に大谷石の使用は1階以下であり、蔵においてのみ2階まで大谷石が使用されていたが、現代では2階までや3階までのように大谷石の使用面積自体の拡大がみられる。

#### 4-3 活用推進への取組み

##### 4-3-1 活用推進各主体の取組み

大谷石の活用を推進する各主体では、以下のようにそれぞれの取組みの着実な進行が見られる。

###### ① 専門家組織

2001年有志により大谷石研究会が発足、石材会社、学識経験者、マスコミ関係者など現在会員80名以上である。大谷石建造物の保存活用、「大谷石百選」発行など、大谷石の再評価・啓発活動を行っている。

また、市によるまちなみ景観賞においても選考委員<sup>16)</sup>の大谷石への意識評価が高まっているようであり、全46点中13点の授賞理由に「大谷石」が挙げられている。

###### ② 個人・建築士

民間レベルでは大谷石蔵を商用転用する事例が増えており、また建築士においても大谷石を採用する事例が多く、前述まちなみ景観賞受賞作がその代表例である。

###### ③ 行政

都市景観基本計画(1991)や前述のまちなみ景観賞(1992-)などにおいて大谷石に関する取組みが見られる中、景観行政団体への移行に伴い景観計画を策定(2008)、宇都宮駅東口地区において「行為の制限」として「できる限り、大谷石等の地場産材を使用する」と謳われた。

表2 2階以上で2階以下に大谷石を用いた建築物の分類(数字は事例数)

側面	正面	2階上部 まで全面	1階上部 まで全面	腰壁以下 (水平)	その他	大谷石 なし
2階上部まで全面	A 10 ★	0	0	1	2	
1階上部まで全面	1	A 13 ■	0 ■	1 ■	B 22 ■	
腰壁以下(水平)	0	2 ■	A 8 ■	0 ■	B 10 ■	
その他	0 ▲	1 ▲	0 ▲	2 ▲	0	
大谷石なし	1 ▲	3 ▲	1 ▲	C 8 ▲		
側面望見不可	1	0	3	1		



図1 Bの事例



図2 Cの事例

実績はまだないが、「この文言を根拠に必ず助言指導していく予定」(宇都宮市・大根田氏)である。

また、公共事業においても宇都宮シンボルロードや公共サイン、各種公共施設に大谷石の採用が見られる。特に大谷地区では、大谷石に対する住民からの要望も強いなど、「大谷石の活用は必ず検討」(宇都宮市・荒井氏)されている。一方で、公共事業は入札制のため設計側で大谷石の質(後述)を選択できないという問題点がある。

###### ④ その他

宇都宮まちづくり推進機構では、大谷石を使用した公共サイン整備の検討・提案書の作成、大谷石建造物MAP(新版)の作成、大谷石の「宇都宮ブランド化」などの取組みが見られる。

また大谷石産業においては、産業としては衰退傾向にあるが、大谷石の撥水コーティングやパネル化の開発など、新しい動きが見られる。

#### 4-3-2 活用を推進する上での問題点

##### ① 素材としての問題点と住民の意識

建築基準法で、石蔵は高さ13m又は軒高9mを超える場合鉄骨等による補強が必要、などの制限を受け、この点から現存の大谷石蔵の大半が既存不適格である。また石塀も高さ1.2mに制限されるが、大谷石塀は建設大臣認可により1.8mまで可能となっている。

また、大谷石の性質上の大きな欠点として、角の欠損や組積した際の一段目の崩れなどの「もろさ」、藻類などの付着繁殖による「黒ずみ」が挙げられる。特にこの2点から、住民や行政内部においても大谷石に対する根強い反発が見られ、大谷石に対する評価が大きく二分している様子がうかがえる。

##### ② 問題点の解決方法の存在

一方で性質上の欠点はある程度解決方法が存在する。

まず、大谷石には性質の違いがあり、風化しやすい部分に丈夫な大谷石を用いるなどの工夫が必要である。

さらに、伝統的に一段目に厚い大谷石を用いるという崩れを想定・許容し「もろさ」を克服する使用方法と、「カサ」(塀の上部や壁面の途中の突出)による水分を直接地面に落とし「黒ずみ」を克服する使用方法が見られる。

また近年、風化防止剤・撥水コーティング、大谷石のパネル化など、「もろさ」や「黒ずみ」を解決し、大谷石の使用を容易にする開発がなされている。

##### ③ 生産者・施工者・設計者の現状

生産者は大谷石の品質情報を最も把握するが、これらの事前提供や正確な品質検査は手間がかかり、また企業秘密に関わり公開が難しい。大谷石の専門的研究機関も存在しないのが現状である。また、前述のパネル化などの新開発は特許が存在し、企業を超えた共有や情報交換が難しい。このため、設計者において大谷石の品質情報把握が難しく、望む品質の入手が手間のかかるものとなる。また施工者においては、前述の伝統的使用方法など、大谷石施工に習熟した職人が少ない現状にある。

##### ④ 問題点の整理と解決への取組みの萌芽

以上まとめると、大谷石には性質上の欠点があり、またこれが住民や行政における根強い反発を招いている

が、これにはある程度の解決方法が存在し、大谷石の活用を推進する上での真の問題点は、大谷石に関する情報の偏在や知識不足にあることが分かった。

解決への取組みの萌芽として、宇都宮まちづくり推進機構の大谷石の「宇都宮ブランド化」が挙げられる。生産者・消費者など主体ごとの問題点整理や大谷石活用事例調査、生産者への大谷石仕様書作成の働きかけ、大谷石マニュアル作成などに取り組みは始めている。

#### 4-4 小結

一般の建築物における大谷石の使用方法が、側面低位置が中心の伝統的な「構造的」使用方法から、建築物全面を覆う、もしくは、正面のみに貼り付けるといった現代的な「装飾的」使用方法に変化し、また使用面積自体の拡大事例も見られる。

大谷石に関心のある主体の取組みは着実に進行しており、今後の問題点は、大谷石に関する情報は偏在と各主体の知識不足にあると言える。

### 第5章 愛知県瀬戸市における「やきもの」の活用

#### 5-1 やきものとは

やきものは窯道具と陶磁器に大別され、陶磁器はさらに陶器と磁器に分けられる。本業タイル(陶器)生産は洞地区の「本業窯」が有名で、また染付磁器が現在の瀬戸市中心市街地で花開いていることから、特に本業タイルと染付磁器が瀬戸市中心部の特徴であると言える。

#### 5-2 空間の実態

##### 5-2-1 調査の範囲

陶の路(後述)を全て含み、助成金事業(後述)の対象範囲に一致する範囲を調査範囲とした。

##### 5-2-2 建物・広場における窯道具の活用

窯道具使用事例は23事例確認された。窯道具は3種類あるがこれらは組合せて用いる事例が多く、また建築物本体でなくエクステリアへの使用が圧倒的である。

これらを「機能」と「密度」により分類すると表3となった。機能は擁壁を機能「高」、門・柵・塀などを機能「中」、表面に貼っただけ等を機能「低」とした。密度は断面を見せる積み方を密度「最高」、表面を見せ隙間なく並べたものを密度「高」などとした。

結果、伝統的な窯垣は全てA,Bに分類され、伝統的な景観は窯道具の「断面」を見せることで形成されてきたことが分かる。一方で、現代の使用方法は全てE以下に分類され窯道具の「表面」を見せる景観に変化していることが分かる。また、建築基準法により窯道具自体を構造に使用できない為、現代ではA,D,G,Jの「機能の高い」使用方法は見られない。建築基準法に関わりのない範囲で機能を持たせたが見られる一方で、表面に貼り付けただけ等、装飾としての機能のみの「機能の低い」使用方法も見られる。F,I,Lのような装飾としてのみの使用は個人の趣味趣向に左右されがちである一方、E,H,Kのような機能を持たせた使用方法は景観の取まりが良いと考えられ、今後推奨すべきと考える。

##### 5-2-3 建物・広場における陶磁器の活用

陶磁器使用事例は55事例確認された。見た目上本業タイルが磁器に似ていることから、「陶器(本業タイル除

く)」「(以下、「陶器」と略記)と「本業タイル+磁器」(以下、「磁器」と略記)に分類して考える。

「陶器」使用は30事例、「磁器」使用は29事例と同数程度の事例が確認されたが、両方用いた事例は5事例と少ない。また、エクステリアへの使用が多いが、窯道具よりは建築物本体への利用割合も多い。

まず、陶磁器の色により分類すると、「陶器」は単色が多く、複数色の場合は白と緑の二色が多く、「磁器」は白地に青が圧倒的であった。

次に、色とスケールの取まりにより分類すると表4のようになる。スケールの取まりは陶磁器自体のスケールがその周囲とどの程度調和しているかを基準とした。結果、この表で左上にいくほど、つまり、陶器で単色、スケールの取まりが均衡しているほど、景観論的には調和しているといえることができる。

しかし、陶磁器はもともと装飾性豊かなものであり、また前述したように染付磁器と本業タイルが瀬戸市中心市街地の地域性であることを考えると、表4の左上を推奨すべきとは言い切れない。現状では陶磁器の種類も使用方法も多種多様であり、個人の趣味趣向に依る傾向にあるため、今後一定の方向性が必要になると考えられる

表3 窯道具使用事例の「機能」と「密度」による分類(数字は事例数)

		機能				
		←高		低→		
↑高密度	A	伝統的窯垣のうち「擁壁」	B	伝統的窯のうち「門・塀・柵の他、2事例	C	0
	D	0	E	6	F	9
	G	0	H	5	I	6
	J	0	K	4	L	6



図3 Bの事例



図4 Fの事例



図5 Iの事例



図6 Kの事例

表4 陶磁器使用事例の「色」と「スケールへの取まり」による分類(数字は事例数)

		単色		多色				
		陶器	磁器	陶器	磁器			
↑均衡	A	4	B	1	C	2	D	1
	E	4	F	10	G	8	H	2
	I	2	J	4	K	4	L	1



図7 Aの事例



図8 Hの事例



が、染付磁器や本業タイルの地域性を考えれば、これらの使い方モデル構築が必要であると言えるだろう。

### 5-3 活用推進への取組み

#### 5-3-1 窯垣の小径整備と洞町文化会の活動

洞の良さを後世に残したいという住民の動きと、やきもの施設を結ぶ散策道づくり計画を進める行政の動きが一致し、1991年に本業窯元職人を中心とした洞町文化会が結成、行政との話し合いの場が持たれることになった。

1992-1995年にかけ資料館や新窯垣など窯垣の小径整備が行われた。その後、洞町文化会による窯垣掘起し・窯垣保存説得・窯道具回収保管配布などの地道な活動、また、行政では洞地区の都市景観形成重点地区への指定などの取組みによって、一般建築物における「やきもの」を活用したファザード整備が進んでいる。

#### 5-3-2 陶の路整備と陶の路整備研究会

陶の路は点在する拠点施設を結び、回遊性を生み出すことを目的に4路線設定されている。この整備の際、路線ごとに住民と行政による研究会が組織されたが、最初の整備路線「暮らしっくストリート」に着目する。

暮らしっくストリート整備研究会は1998年に組織された。瀬戸が「産業都市であって街の修景とかそんなことは関係なかった」(研究会座長・鈴木氏)都市であって、またすでに新旧の建築物が混在していたことから、伝統や現状のまちなみから瀬戸らしさを見出すことが難しい状況にある中、「やきもの」を活用した景観整備が住民側を中心に提案される。また、市文化財課により染付磁器がこの地区を中心とした瀬戸市中心部で花開いたことが分かると、染付磁器にこだわったやきものの活用が行われることとなった。こうして、単なる瀬戸らしさだけでなく、この地区らしい整備が実現した。

その後、街路だけでなく沿道の一般建築物も含めて一体が「陶の路」だという認識から、一般建築物の議論も行われ、まちなみ協定締結と助成制度創設に至った。

このように、地区らしさ追求の議論と一般建築物に踏み込んだ議論により、染付磁器にこだわった街路整備と一般建築物のやきもの活用促進が実現したと言える。

#### 5-3-3 景観行政の取組みと問題点

##### ① やきもの活用の誘導施策

景観行政ではやきもの活用に対する助成制度が存在するが、洞地区において6件(2000-2007)、暮らしっくストリート地区において10件(2002-2008)、小狭間坂地区において9件(2004-2006)のやきものを活用した一般建築物整備に対して助成金が交付されている。このように助成制度に一定の効果が現れ、前述した住民主体で進められた窯垣の小径整備や陶の路整備、また洞町文化会の活動などの効果が表れていると考えられる。

##### ② やきもの活用の規制施策

大規模建築物等景観形成誘導基準にはやきもの活用を謳う基準が存在する。一方で、やきものに関する助言指導はわずか5件に過ぎず(全助言指導実績177件(2000-2008))、これも実際に受け入れられてはいない。また、助言指導前からやきもの活用が提案されていた事例も1件もない。

この理由としては、この基準が市内全域を対象とする一方で「やきもの」活用は古い街並みに限定された要素であること、やきものを使うよう助言指導してもその実現方法まで助言指導できないこと、が挙げられる。後者は特に重要で、景観における他の項目(形状や色彩など)と違い、やきものは誰でもその実現方法を知っているものではない。これは特に外部資本(ハウスメーカー等)において顕著であり、瀬戸市景観行政からの助言指導が景観を考える唯一の機会であると考えられるため、景観行政がやきもの入手方法や使用方法など単なる景観論以上の幅広い知識・ノウハウを持つ必要があると言える。

### 5-4 小結

窯道具は断面を見せる景観から表面を見せる景観に変化し、「装飾的」使用方法が広がっており、陶磁器は色やスケールの取まりからいくつかの類型に分類できる。さらに、機能を持たせた窯道具の使用方法が景観の取まりが良いこと、本業タイルと染付磁器の使い方モデル構築が必要であること、を考察した。

地元住民のやきものに対する高い意識により街路整備におけるやきもの活用が実現、また洞町文化会の地道な活動や陶の路整備研究会の議論が、その後の一般建築物におけるやきもの活用促進につながっている。

## 第6章 結論

### 6-1 地場産素材活用の実態と景観の変化

空間の実態について以上2事例を一般化すると、地場産素材を活用した景観は、伝統的には「構造的」な使用方法によって形成されてきたが、近年は「装飾的」な使用方法が広がる傾向にあり景観としても変化が見られると言える。また、大谷石など伝統的建材は技術革新や大規模建築物への広がりによりその使用面積が増大する傾向にあること、やきものなど伝統的に建材でないものは、今後その使い方モデルを具体的に構築する必要があること、がそれぞれ言える。

### 6-2 地場産素材を契機とした多主体の関わり

活用推進各主体の取組みについて以上2事例を一般化すると、地場産素材を活用した景観まちづくりはこのように地場産素材を契機として多主体の関わりが見られるものであり、かつこういった多主体の関わりの上にこそ成り立つと言える。

また、2事例をもとに、地場産素材活用が推進された理由と今後の課題を整理すると表5のようになる。

以下、全ての結果をもとに、総論と考察を行う。

### 6-3 「地場産素材を活用した景観まちづくり」

#### のプロセス

「地場産素材を活用した景観まちづくり」の一般的プロセスを考察すると図9のようになる。

まず景観まちづくり以前は黒文字部分であり、地場産素材は地域の建築などに主に「構造的」に使用されてきたが、新建材が開発されると地場産素材は使用されなくなった。これにより産業は衰退、人々の意識から遠ざかる結果となる。

しかし、これがまちづくりのきっかけとして注目されると白抜き部分へ移り、行政や住民に加え、産業や専門

家など多主体がこのまちづくりに関わるのが特徴的であり、また必要なことであると言える。特に「地場産素材を活用した景観まちづくり」では産業界をまちづくりの重要なプレイヤーに位置づけることが重要になると言えるだろう。

こうして多主体が関わる中で、「装飾的」な活用が広まるようになる。すると、それまで関わりのなかった一般住民などにも注目されるようになり、知名度や意識が向上、結果、景観まちづくりにおける地場産素材の重要性が増し、まちづくりとして好循環をもたらすと見える。

しかし、それぞれの事例で「構造的」利用から「装飾的」利用への変化など、伝統的でないデザインが様々に生まれていることを考慮した上で、改めて図9を見直した時、ここに「景観」としての議論が欠けていることが分かる。

### 6-4 「景観」の議論が欠如する理由の考察

地場産素材を活用した景観まちづくりは、地域住民だけでなく、産業界や建築士など様々な主体を巻き込んだ結果で成立っており、一般的にはまちづくりの成功事例と言える。しかし、これはあくまでも「まちづくり」としての成功であり、「景観」として成功しているかどうかは別の議論であろう。しかし、この景観が地域の様々な主体を巻き込んだ結果に形成されていることが問題を複雑にしており、互いを評価、特に批判することが難しいだけでなく、活用推進に向けて取り組んだ結果であれば、無批判に「良い」とする傾向にないだろうか。「地場産素材を活用した景観まちづくり」は多主体の協働により「まちづくり」としての成功を見たとしても、これが逆に「景観」としての議論を行にくい土壌となってしまう、「まちづくり」としての成功と「景観」としての成功が一致しない可能性があることがわかる。

### 6-5 「地場産素材を活用した景観まちづくり」の論点

以上の考察を踏まえて今後の論点を整理すると、①「いかに活用を広げるか」(活用論)から「景観としてどう使うか」(景観論)へ、②「伝統的使用方法からの変化＝景観としての変化」であることの認識、③多主体の連

携による「まちづくり」進展の中でいかに「景観」としての議論を行うか、の3点が重要になると見える。

まず①として、いかなる使用方法であれ活用範囲を広げる取組みは第一段階として必要であるが、第二段階として「景観」の向上を目指す上での地場産素材の使用方法を模索する必要がある。

次に②として、景観論を行う際、本研究の結論のひとつである「構造的な使用方法から装飾的使用方法への変化」を意識し、伝統的な使用方法を再評価し尊重した上で、新たな使用方法を評価する必要があると考える。

さらに③として、「地場産素材を活用した景観まちづくり」は活用論の段階で多主体が関わるため、この段階で高まったまちづくり機運を損なうことなく景観論に発展させ、景観向上を目指すことが重要であるとする。

#### 【注】

- 1) 片岡公一 「『材料のまちづくり』を通じた街並み文化の再生に関する研究」 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻修士学位論文 2004
- 2) 川鍋亜依子・平野陽子 「地場産材に着目した町づくりの展望と課題」 林業経済 pp16-29 2005
- 3) 小西敏正 「大谷石による伝統的外装構法」 FinexNo.16 pp66-71 1993
- 4) 小池則満 「愛知県瀬戸市の窯垣に関する調査研究」 土木史研究概集 Vol.24 pp183-186 2004  
小池則満 「愛知県瀬戸市に見られる窯垣の成立と現状に関する調査研究」 日本都市計画学会都市計画論文集 No.40-3 pp595-600 2005
- 5) 三宅正弘 「石の街並みと地域デザイン」 学芸出版社 2001
- 6) 佐古伸晃・西山徳明 「歴史的環境の保存整備計画とその助成内容 重要伝統的建造物群保存地区の保存計画に関する研究(その2)」 日本建築学会九州支部研究報告第41号 pp233-236 2002
- 7) 高口愛・西山徳明 「伝統的景観管理とその変遷 竹富島集落における景観管理能力の発展条件に関する研究 その1」 日本建築学会計画系論文集第538号 pp133-140 2000
- 8) 高口愛・西山徳明 「白川村萩町の伝統的景観管理とその変遷 歴史的集落における景観管理能力の発展条件に関する研究 その1」 日本建築学会計画系論文集第605号 pp127-133 2006
- 9) 片岡公一 「『材料のまちづくり』を通じた街並み文化の再生に関する研究」 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻修士学位論文 2004
- 10) 「必ず活用してもらおう(＝活用しない罰則規定がある等)」、「やむを得ない事情がない限り、強く指導する」、「可能な限り活用してもらおうようお願いする」、「この項目にも触れる程度」、「この部分については、特に指導しない」の5段階選択式
- 11) 「知名度5(90%以上)」～「知名度1(10%以下)」の5段階選択式。「担当者様の実感・主観で構いません。」と断つたうえで回答を求めた。
- 12) 「活用度5(90%以上)」～「活用度1(10%以下)」の5段階選択式。
- 13) 「振興度5(今が最盛期。もしくは最盛期と変わらない。)」～「振興度2(産業としては大きく落ち込んでおり、問題が多い)」・「地場産業として存在しない」の5段階選択式。
- 14) この他、全14項目についてアンケートを実施した。
- 15) この点、建築年代を全て調査して論証を補強する必要があるが、目視により新旧が大別出来たため、以下の分析による結果は変わらないと考える。
- 16) 選考委員は独自に組織され、学識経験者、色彩デザイナー、建築士会などにより構成される。

#### 【参考文献】(注に表記したものを除く)

- 全国の「景観に関する条例」とその関連施策、「景観計画」
- 秋田典子 「田園地域におけるまちづくり条例の実効性に関する研究」 東京大学工学系研究科都市工学専攻修士学位論文 2002
- ト部直也 「真鶴町『美の基準』が生み出すもの」 季刊まちづくり 18 pp76-83 2008
- NPO法人大谷石研究会編 「大谷石百選」 2006
- 横山晋一 「大谷石建築の再生と保存活動」 NPO木の建築 16 pp24-27 2006
- 宇都宮市 「宇都宮市まちなみ景観賞1992-2008」 2008
- 宇都宮市 「うつくしの都づくりをめざして 宇都宮市都市景観基本計画」 1991
- 宇都宮市 「宇都宮市景観計画」 2008
- 玉井明子 「伝統的窯業産地における地域に根ざした環境デザインとまちづくり」 近畿大学大学院工学系研究科土木工学専攻修士学位論文 2001
- 瀬戸市 「一陶の路整備事業一暮らしっくストリート実施計画策定業務報告書」 1999
- 瀬戸市 「街なみ環境整備事業整備方針策定業務報告書」 2001
- 瀬戸市 「美しいまちなみを目指して 大規模建築物等景観形成誘導基準」 2000

表5 事例における地場産素材活用の推進理由と今後の課題

	推進要因	今後の課題
地域住民	・地場産素材に対する高い意識 ・公共事業への参画	・素材の正しい知識 ・意識の広がり
産業界	・欠点を克服し、活用の幅を広げる開発研究	・他主体への素材に関する情報提供
建築士・専門家	・新たな使い方の提案 ・意識啓発活動	・景観の観点からの素材に関する調査研究
行政	・地場産素材活用の誘導 ・公共事業における先導的活用	・使い方、入手方法などの素材情報の入手と提供

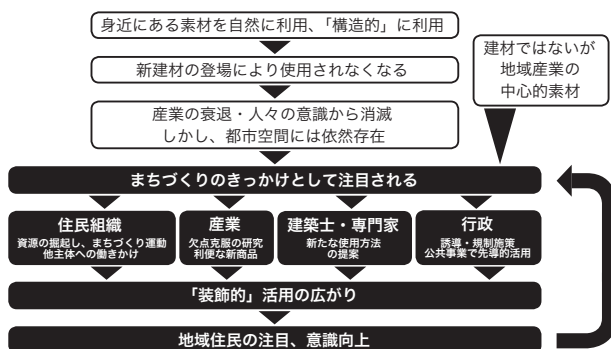


図9 「地場産素材を活用した景観まちづくり」の一般的なプロセス